



ひとり親家庭等習い事支援事業



ご案内

子どもの多様な学び支援のため、習い事支援事業を実施します！

1. 支給対象

- ・ 児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成を受給しているひとり親家庭の世帯
- ・ 町民税非課税世帯

2. 支給額

1. 児童扶養手当全部支給相当額の所得の方

- ・ 1 1月～3月 上限額 50,000円
- ・ 4月～10月 上限額 70,000円

2. 児童扶養手当一部支給相当額の所得の方

町民税非課税世帯の方

- ・ 1 1月～3月 上限額 25,000円
- ・ 4月～10月 上限額 35,000円

- 必ず3月末日（年度末）までに申請してください。

申請期日を超えた分については対象となりませんので

ご注意ください。

3.対象となる費用

月謝・会費・ユニフォーム代・道具代・材料代・
習い事に関する遠征の費用などが対象です。

スポーツ・音楽・ダンス・武道・絵画教室などのほか、
公民館講座や一回きりの活動、通信教育等も対象となります。

令和6年4月より、**学習塾等も助成の対象**です。

(五教科の学習に係る通信教育については助成対象外です。)

4.申請方法

申請書・支払証明書を揃え、和田保健福祉センター内
こども未来課窓口へ **3月末日まで**にご提出ください。
3月末日を過ぎた申請は助成対象外となりますので
ご注意ください。

ご不明な点があればお問い合わせください。

和田保健福祉センター内 こども未来課

TEL 72-6154

ひとり親家庭習い事支援事業係

支払証明書および添付書類について

申請書に添付する支払証明書および添付書類について、下記の通りご提出ください。

1. 支払証明書＋添付書類

支払いの内容が確認できる書類（月謝袋の写し等）を添付し、習い事に関連する支払いであることを事業所の方に証明してもらってください。

支払証明書

（習い事先の代表者の方や会計責任者の方に証明してもらってください。）

+

添付書類

- ・ 月謝袋の写し
- ・ 領収書
- ・ レシート
- ・ 振込が確認できる通帳の写し

※添付書類がある場合は、支払証明書に押印は必要ありません。

2. 支払証明書のみ

月謝袋の写し等の書類を添付できない場合は、支払証明書に習い事先の代表者や会計責任者の方の押印をもらってください。

支払証明書

代表者^印

（会計責任者）

※押印は個人印・社印どちらでも構いません。

支払証明書のみの方は押印必須です。